

	新潟市教育委員会 平成23年11月 定例会会議録			
日 時	平成23年11月21日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	山 田 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	鈴 木 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	遠藤 英和
	教 育 次 長	朝妻 厚雄	総 合 教 育 センター所長	吉原 修英
	教 育 次 長 中央図書館長	邊見 敏彦	学 校 支 援 課 長	高橋 恒彦
	教育総務課長	前田 秀子	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	生涯学習センタ ー 次 長	和 田 明 彦
	学 務 課 長	高橋 豊	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	内 山 正 之
	施 設 課 長	芋川 常治	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	山 下 洋 子
	保 健 給 食 課 長	吉崎 熊勝	文 化 財 セ ン タ ー 所 長	高 橋 保
	生 涯 学 習 課 長 補 佐	小 川 昇	教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋
		教育総務課主査	杉 本 浩	
その他の 出席者 (名)				

開会	時刻	午後 3時30分
	宣言者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (3件)	議案番号	件 名
	議案第19号	平成23年9月議会定例会の議案の訂正に係る教育長代理について (1) 新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の制定についての一部訂正について (2) 新潟市公民館条例の一部改正についての一部訂正について
	議案第20号	平成23年12月議会定例会の議案について (1) 平成23年度新潟市一般会計補正予算について (2) 新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場条例の制定について (3) 指定管理者の指定について
	議案第21号	教職員の人事措置について
報告 (件)	記 号	件 名
協議題 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 佐藤委員，沢野委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 議案第19号「平成23年9月議会定例会の議案の訂正に係る教育長代理について」の(1)を地域と学校ふれあい推進課お願いいたします。

○地域と学校ふれあい推進課長 資料の1ページでございます，9月議会に提案いたしました，新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例案が継続審査になりましたので，説明いたします。

継続審査となった主な理由は，使用料の免除の考え方を明確にして，対象範囲を拡大することと，市民への説明を十分に行ってもらいたいということでした。

そこで，同じく継続審査となりました，生涯学習センターと国際課と協議の上，同一の免除基準にすることとし，併せて全利用団体へ条例案の内容を文書で伝え，利用者と市民の皆様へは，学校開放掲示板に同じ内容を掲載し，加えてホームページにも同趣旨の内容の文書を掲載して，周知を図っているところでございます。

今回の一部訂正の提案理由としましては，1ページに掲載いたしましたように，当初，予定していた施行期日を平成24年1月1日から4月1日に変更を行うものでございます。このことによる影響につきましては，今年度歳入予定額350万円が減となります。訂正した条例案の施行日は平成24年4月1日でございますので，条例案が通りましたら，利用団体へ1月から説明会を開催し，新年度に向けて徴収方法等の周知をさらに図ってまいります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議のほど，お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これにつきまして，ご意見，ご質問はございますか。この件につきましては，継続審査となっておりますので，それに対して市民への説明等をしっかりやっていただくということで，よろしいかと思えますけれども，いかがでしょうか。

ご承認いただきました。ありがとうございます。

続いて(2)につきまして，生涯学習センターお願いいたし

○生涯学習センター
次長

ます。

5ページをお開きください。

今ほど、説明のございました学校開放の条例と同様に、9月議会で新潟市公民館条例の一部改正についての議案が継続審査となりました。その後、議会でさらに審議をいただいております。これまで、議会からいただいたご意見を踏まえまして、具体的な検討を進め、このたび一部改正案の一部訂正をさせていただきました。

訂正内容につきましては、6ページ、7ページに記載のとおりでございます。具体的には、9ページをお開きください。使用料の訂正についてというところでございます。この件につきましても、議会からご意見をいただいたところでございまして、特に広い部屋等の使用料の軽減策を検討してほしいというご意見をいただきましたので、これを踏まえまして、特に一番大きい、公民館の中で一番広い部屋が表の一番下、700平方メートル超の部屋が二つございますが、具体的にこの固有名詞もあり、検討してほしいというご意見がございましたので、この2室の使用料につきまして、類似面積の公共施設の使用料等を参考といたしまして、料金設定の訂正をいたしました。

それに併せまして、700平方メートルまでいかないけれども、それに次ぐ部屋につきましても、調整が必要であるという考え方から、記載のとおり、右側の訂正後の金額に訂正させていただいたところでございます。

それから、5ページにお戻りください。訂正の概要のところに記載してございますが、(1)午後2コマ継続使用における軽減措置を追加いたしました。今回、9月議会上げた条例案では、利用機会の拡大を図るという考え方、それから2時間程度の利用者が多いという実態から、基本的には午後のコマを午後1、午後2とそれぞれ2時間ずつのコマというコマ設定をしたのですけれども、中には午後4時間ばっちりお使いになるという団体もございますので、そういった団体は4時間分の使用料を払うということになりますが、すでに議会のほうに提案しております使用料で考えますと、夜間4時間のコマについては、4時間使わない方もいらっしゃるということで、3時間に換算して軽減するという考え方で提案しておりまして、その考え方と同様の考え方で、午後1、午後2を継続して、連続してお使いになる場合は、二コマの料金を合算した上で4分の3を掛けることとしました。すなわち夜間の4時間利用の3時間換

算と全く同じ考え方を導入するという訂正案でございます。そういった格好で議案の提案したところでございます。

同じく5ページの訂正の概要の(3)についてです。施行期日の訂正でございます。9月議会に提案した議案でございます。平成24年4月1日から実施ということで提案させていただきましたが、公民館の予約をいただく場合、80%程度がシステムを利用いただいている現状がございまして、システム改修が必要になりますが、継続審査になった関係から、現時点で、システム改修に着手できないと、システム改修に3か月程度時間がかかること、それから、各団体の4月分の予約を受け付けるためには、1月中旬までにシステムが稼働できる状況になっていないといけないということを踏まえまして、検討した結果、利用者の利便性も考えまして、4月1日施行を6か月遅らせまして、10月1日施行ということで訂正させていただきました。

議案の訂正については、以上でございます。それから、今ほど、地域と学校ふれあい推進課長から説明がありましたが、使用料免除につきましては、同じ考え方でございますし、市民への説明を十分にしてほしいという議会のご意見につきましては、各公民館で現在の状況、議会のご意見、検討の中身につきまして、市民の方々、利用者の方々に各館でくまなく説明会をやっているところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員会

ありがとうございました。

今ほどのお話にご意見、ご質問はございますか。ご承認いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、議案第19号はご承認いただきました。

続きまして、議案第20号につきましては、補正予算等の公表前、議案第21号につきましては人事案件ですので非公開とします。定例会が一旦終了した後に、非公開案件として再開し、審議していただきます。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

12月定例会は、12月21日(水)午後3時30分から、1月定例会は1月26日(木)午後1時30分からでお願いしたい。

第5 閉会宣言

○委員長

午後5時00分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(「議案第20号 平成23年12月議会定例会の議案につい

て」及び「議案第21号 教職員の人事措置について」審議し、
可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員